○内閣府令第十五号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条の二第一項及び第二項、第十条の二第二項、第十条の三第三項第四号及び第五項、第十一条の二、第十一条の四第三項、第十一条の十一第一項、第十一条の十二第二項において準用する第十一条の十一第一項、第十一条の十三第一項、第十一条の十五第二項、第十一条の十七第二項第三号及び第四号、第十一条の二十三、第十一条の二十五第三項並びに第十二条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（消費者安全法施行規則の一部改正）

第一条　消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（消費生活相談等の事務の委託を受ける者に関する基準）

第七条　法第八条の二第一項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に委託を受ける事務を実施できるものであって、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他都道府県知事が適当と認める者であること。

二　委託を受ける事務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関との連携体制を確保できること。

三　委託を受ける事務を的確に実施するに足りる知識及び技術を有すること。

四　委託を受ける者が団体（法人でない団体にあっては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。次項において同じ。）である場合には、委託を受ける事務を統括管理する者を置くこと。

2　法第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に委託を受ける事務を実施できるものであって、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他市町村長が適当と認める者であること。

二　委託を受ける事務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関との連携体制を確保できること。

三　委託を受ける事務を的確に実施するに足りる知識及び技術を有すること。

四　委託を受ける者が団体である場合には、委託を受ける事務を統括管理する者を置くこと。

第八条を次のように改める。

（消費生活センターの組織及び運営等の基準）

第八条　法第十条の二第二項に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　都道府県知事又は市町村長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示すること。当該事項を変更したときも、同様とする。

イ　消費生活センターの名称及び住所

ロ　法第十条の三第二項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）の事務を行う日及び時間

二　消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験（以下単に「試験」という。）に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号。以下「景表法等改正等法」という。）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くこと。

四　消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。

五　消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

六　消費生活センターは、法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

第八条の次に次の二十八条を加える。

（試験の科目）

第八条の二　法第十条の三第三項第四号に規定する内閣府令で定める科目は、次に掲げるとおりとする。

一　消費生活一般に関する科目

二　消費者のための経済知識に関する科目

（試験の回数等）

第八条の三　法第十条の三第一項に規定する登録試験機関は、毎年一回以上、試験を行わなければならない。

2　試験を実施する日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、消費者庁長官があらかじめ官報で公告する。

（受験手続）

第八条の四　試験を受けようとする者は、消費生活相談員資格試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）に写真（受験申込書の提出の日前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上身像のもので、裏面に氏名を記載したもの）を添え、これを登録試験機関に提出しなければならない。

2　第八条の八第一項の規定により消費生活相談の実務に関する科目につき試験の一部の免除を申請する者は、それぞれ同項各号に該当する者であることを証明する書類を受験申込書に添付しなければならない。

（試験の方法）

第八条の五　試験は、択一式及び正誤式の筆記試験、論文式の筆記試験並びに面接試験により行う。ただし、消費者庁長官が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

（合格証の交付）

第八条の六　登録試験機関は、試験に合格した者に対し、消費生活相談員資格試験合格証（以下「合格証」という。）を交付する。

（合格証の再交付の申請）

第八条の七　合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、合格証を交付した登録試験機関に対し、その旨を記載した申請書を提出しなければならない。

2　合格証を汚し、又は損じた者が前項の規定により合格証の再交付を受けようとする場合には、汚し、又は損じた合格証を同項の申請書に添えなければならない。

3　合格証を失った者で第一項の合格証の再交付を受けたものは、失った合格証を発見したときは、その合格証を速やかに当該合格証を交付した登録試験機関に返納しなければならない。